

特許庁委託事業

ASEAN における特許権、意匠権、商標権などの
産業財産権登録に拠らない
発明、意匠、商標の保護に関する調査

2013 年 4 月

日本貿易振興機構

バンコク事務所

知的財産部

協力

Mori Hamada Matsumoto (Singapore) LLP

第9章 シンガポール



1. 調査結果の概要

シンガポールにおける未登録知的財産権の保護についての調査結果の概要は以下のとおりである。

場面	対象	対象	概要	根拠 ⁵⁹	
権利行使	発明	営業秘密 (ノウハウ)	コモンローのもとで breach of confidence による保護を受ける。	判例	
	周知・著名の意匠/商標	意匠	なし		
		商標	周知商標と同一又は類似した商標・事業標章の使用の差止めが可能。	商標法 55	
その他	名称等	コモンローのもとで tort of passing off による保護を受ける。	判例		
防御	無効／取消	冒認	特許 ⁶⁰	発明の所有及び権限の宣言を受けた者だけが、冒認出願や不正な方法・不実表示による出願について登録官に対し取消の申立てを行うことができる。	特許法 80(1)、(4)、82、47(1)
		意匠		条文では冒認意匠について登録官・裁判所に取消の申立てを行う余地があるが定かではない。	意匠法 23、27

⁵⁹ 本章で紹介する法令については、シンガポールの Attorney General's Chambers が提供しているデータベース <http://statutes.agc.gov.sg/aol/home.w3p> (英語) を参照されたい。なお、日本語版については特許庁の以下のウェブサイトにおいて提供されている。但し、最新版に対応していない可能性があること、また特許法については 2013 年に改正予定であることに留意されたい。

Patent Act (Cap 221) (「シンガポール特許法」)

<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/singapore/tokkyo.pdf> (日本語)

Registered Designs Act (Cap 266) (「シンガポール意匠法」)

<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/singapore/ishou.pdf> (日本語)

Trade Marks Act (Cap 332) (「シンガポール商標法」)

<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/singapore/shouhyou.pdf> (日本語)

⁶⁰ シンガポール特許法において、実用新案及び小特許に相当するものは存在しない。またデザイン特許についても存在せず、デザインはシンガポール意匠法により保護されている。

		商標	詐称通用（passing off）、周知商標（well-known mark）、悪意（bad faith）による出願による商標については無効宣言の対象となる。	商標法 8(7)、(6)、7(6)、23(1)、(3)(b)
抗弁	特許	先使用	優先日以前から当該発明を使用していれば、発明の実施を継続できる。	特許法 71(1)、(4)
		外国公知技術	なし。ただし、取消の申立てが可能。	特許法 80(1)、14
	意匠	先使用	意匠の登録日以前から当該意匠を使用する又は使用するための実際上かつ真摯な準備をしていれば、使用を継続できる。	意匠法 31(1)、(2)
		外国公知意匠	なし。ただし、取消の申立てが可能。	意匠法 27(1)、5
	商標	先使用	登録日又は登録商標が最初に使用された日のいずれか早い日以前から継続して当該商標を使用していれば、使用を継続できる。	商標法 28(2)
		外国で周知・著名	抗弁とならない。	
		悪意	なし。但し、商標無効宣言の申立が可能。	
		一般的な権利制限	(該当すれば対抗可能)	商標法 28
		不使用	(もし冒認登録を行った者が5年間使用していなければ対抗可能)	商標法 22

2. 無断使用行為に対する民事上及びその他の救済手段

(1) 発明等の技術思想の保護（営業秘密としてのノウハウの保護）

シンガポールにおいては、営業秘密の保護について定めた特別な法律はない。コモンローのもとで、営業秘密の侵害により損害賠償請求を行う場合、請求の基礎は「秘密の侵害（breach of confidence）」となる。

コモンローのもとで営業秘密の保護を認めたリーディングケース（英国の判例）である *Coco v AN Clark (Engineers) Ltd* [1969] RPC 41 における基準は、シンガポールの控訴裁判所（court of appeal）により *Obegi Melissa and others v Vestwin Trading Pte Ltd and another* [2008] 2 SLR 540; [2008] SGCA.4 においても適用され、営業秘

密の侵害により損害賠償請求を行う場合、原告は 3 つの要素について立証しなければならないとされた。その内容は以下のとおりである。

- ① 当該情報が秘密としての性質を有すること
- ② 当該情報が守秘義務の課される状況下においてやりとりされていること
- ③ 無権限者による情報の利用が、情報をやりとりしている者に対し損害を生じさせること

「秘密の侵害」が成立する場合に裁判所によって認められる救済の内容としては、差止めと損害賠償が挙げられる。

(2) 周知・著名の意匠及び商標の保護

ア. 周知・著名意匠/商標

(ア) 意匠

シンガポール意匠法には、周知・著名意匠の保護についての定めは特になく、保護されていない。

(イ) 商標

シンガポール商標法には、周知商標 (well-known trade marks) の保護についての定めがある。すなわち、同法第 55 条は、周知商標の権利者が、当該周知商標と同一の又は類似した、若しくはその本質的部分が同一の又は類似した商標・事業標章 (business identifier) をシンガポール国内で使用することを差止めることができることを定めている。

しかしこの場合、同法第 55 条第(10)項の規定により、被告はいずれの場合であっても、その商標・事業標章を善意で 2004 年 7 月 1 日以前から使用していたことを証明すれば、全ての責任を免れるとされている。なお商標法第 55 条において利用可能な救済手段は差止めのみである。

周知商標の権利者は、その商標のシンガポールにおける周知の程度に応じ、2 つの要件のいずれかに依拠して差止めを請求することができる。その 2 つの要件は、それぞれ以下のとおりである。

特許庁委託

ASEAN における特許権、意匠権、商標権などの
産業財産権登録に拠らない発明、意匠、商標の保護に関する調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

Mori Hamada Matsumoto (Singapore) LLP

2013 年 4 月発行 禁無断転載

本冊子は、2012 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った Mori Hamada Matsumoto (Singapore) LLP が実施した調査報告に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。